

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 6 2 号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市公印規則の一部改正)

第 1 条 四日市市公印規則(昭和 3 4 年四日市市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(廃印の保存等) 第 1 5 条 (略) 2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を改刻又は廃止の日から起算して、次の区分により保存するものとする。 (1) 四日市市印(ひな形 1 の 2、1 の 3)、四日市市役所印(ひな形 2、3 及び 4)、四日市市長印(ひな形 1 8 から <u>2 7 の 7</u> まで)、四日市市長職務代理人印(ひな形 2 8 及び 2 8 の 2)、副市長印(ひな形 2 9 の 2)、会計管理者印(ひな形 3 1 の 2) 及び会計管理者職務代理人印(ひな形 3 1 の 4)については永年 (2) (略) 3 (略)	(廃印の保存等) 第 1 5 条 (略) 2 総務課長は、前項の規定により引継ぎを受けた公印を改刻又は廃止の日から起算して、次の区分により保存するものとする。 (1) 四日市市印(ひな形 1 の 2、1 の 3)、四日市市役所印(ひな形 2、3 及び 4)、四日市市長印(ひな形 1 8 から <u>2 7 の 5</u> まで)、四日市市長職務代理人印(ひな形 2 8 及び 2 8 の 2)、副市長印(ひな形 2 9 の 2)、会計管理者印(ひな形 3 1 の 2) 及び会計管理者職務代理人印(ひな形 3 1 の 4)については永年 (2) (略) 3 (略)

改正後

別表（第4条関係）

種類	名称	寸法ミ リメー トル	ひな 形(別 掲)	書体	使用区分	公印管守課	個数
(略)							
	人事課専 用四日市 市長印	(略)					
	登記専用 四日市市 長印	方21	23 の3	〃	資産マネ ジメント 課におい て市長名 をもって する登記 に関する 文書	資産マネジ メント課	1
(略)							
	北部分署 専用四日 市市北消 防署長印	(略)					
削除			55				
(略)							
	四日市公 害と環境 未来館之 印	(略)					
	市民窓口 サービス センター	方18	67	〃	市民窓口 サービス センター	市民課	1

	所長之印				所長名を もってす る文書		
--	------	--	--	--	---------------------	--	--

改正前

別表（第4条関係）

種類	名称	寸法 ミリ メートル	ひな 形(別 掲)	書体	使用区分	公印管守課	個数
(略)							
	人事課専 用四日市 市長印	(略)					
	登記専用 四日市市 長印	方 2 1	2 3 の 3	〃	管財課に おいて市 長名をも ってする 登記に関 する文書	管財課	1
(略)							
	北部分署 専用四日 市市北消 防署長印	(略)					
	防災教育 センター 所長印	方 1 8	5 5	〃	防災教育 センター 所長名を もってす	消防本部 救急課	

					る文書		
(略)							
	四日市公 害と環境 未来館之 印	(略)					

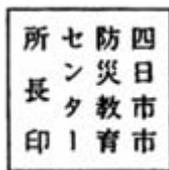
改正後																																					
別掲																																					
1 から 5 4 の 6 まで (略)																																					
5 4 の 7	5 5	5 6																																			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>防</td> <td>市</td> <td>四</td> </tr> <tr> <td>署</td> <td>北</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>消</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td colspan="3">北部分署専用</td> </tr> </table>	防	市	四	署	北	日	長	消	市	北部分署専用			<u>削除</u>	削除																							
防	市	四																																			
署	北	日																																			
長	消	市																																			
北部分署専用																																					
5 7 から 6 5 まで (略)																																					
6 6	<u>6 7</u>																																				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>館</td> <td>環</td> <td>四</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>境</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>之</td> <td>未</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>来</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td colspan="3">四日市公害と</td> </tr> </table>	館	環	四	長	境	日	之	未	市	印	来	市	四日市公害と			<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td> </td> <td>ビ</td> <td>民</td> <td>四</td> </tr> <tr> <td>所</td> <td>ス</td> <td>窓</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>セ</td> <td>口</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>之</td> <td>ン</td> <td>サ</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>タ</td> <td> </td> <td>市</td> </tr> </table>			ビ	民	四	所	ス	窓	日	長	セ	口	市	之	ン	サ	市	印	タ		市
館	環	四																																			
長	境	日																																			
之	未	市																																			
印	来	市																																			
四日市公害と																																					
	ビ	民	四																																		
所	ス	窓	日																																		
長	セ	口	市																																		
之	ン	サ	市																																		
印	タ		市																																		

改正前	
別掲	
1 から 5 4 の 6 まで (略)	

54の7



55



56

削除

57から65まで (略)

66



(四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 四日市市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成13年四日市市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

表面

<h3 style="margin: 0;">子ども医療費受給資格証</h3>			
受給資格証番号			
受 給 資 格 者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
加 入 医 療 保 険	被保険者氏名		
	記号・番号		
	名称等		
有効期限		年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 四日市市長 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 市四三 長日重 印市県 </div> </div>	

ヤマオリ

<h3 style="margin: 0;">現物給付 子ども医療費受給資格証</h3>			
公費負担者番号			
受給資格証番号			
有効期限		年 月 日から	年 月 日まで
受 給 資 格 者	対象医療機関		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
年 月 日		<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 四日市市長 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 市四三 長日重 印市県 </div> </div>	

四日市市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。
 万が一使用した場合は、四日市市への返金が発生しますので、
 証は速やかに返却してください。

現物給付方式にかかる注意事項

- 1 医療機関等で診療を受けるときは、必ず健康保険証とともにこの受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- 2 対象医療機関等においても、現物給付方式に対応していない場合がありますので、受診の前に医療機関等にご確認ください。
- 3 【国民健康保険ご加入の方】入院等で高額な医療費が発生する場合は、国民健康保険から発行された限度額適用認定証を提示した場合のみ現物給付方式で助成します。
- 4 この受給資格証を提示しなかった場合は、医療費を支払い、後日受給資格証を医療機関等の窓口へ提示してください。その場合は、償還払い方式で助成します。
- 5 他の公費負担制度の証をお持ちの場合は、この受給資格証とともに必ず医療機関等の窓口へ提示してください。
- 6 保険給付の対象にならない医療費は、助成の対象となりませんので、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 7 入院時の食事療養費標準負担額は、医療機関等の窓口でお支払いください。
- 8 次の場合、市に医療費を返還していただきます。
 - ・医療保険から高額療養費等が支給された場合
 - ・資格喪失後に、この受給資格証を使用した場合
- 9 転出等で資格を喪失したときは、速やかにこの受給資格証を返還し、使用しないでください。

【現物給付方式】医療費を窓口負担しないことで助成を受ける方式

【償還払い方式】医療費を窓口負担し口座振込で助成を受ける方式

注 意 事 項

- 1 この証は、四日市市子どもの医療費の助成に関する条例により医療助成費の支給を受けることができる証ですから大切に保持してください。
- 2 診療等を受けるときは、毎月1回必ず健康保険証とともに医療機関の窓口へ提示してください。
- 3 医療費の助成の取り扱いは、
 - ①医療機関等で受診した場合は、本証の提示によって医療費の助成の申請がなされたとみなされます。
 - ②医療費助成の給付は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内です。
- 4 加入している医療保険又はこの証に記載されている事項に変更があったときは、必ず市役所に届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 6 転出、死亡等により受給資格を失ったとき又は有効期限を経過したときは、この証を返還してください。

問い合わせ先 四日市市総合会館 3階 こども保健福祉課
TEL (059) 354-8083

(四日市市母子保健法施行細則の一部改正)

第3条 四日市市母子保健法施行細則(平成20年四日市市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

世帯調書

申請者氏名					受給者氏名				
児童の属する世帯構成	世帯構成員名 (個人番号)	続柄	性別	生年月日	職業 (勤務先電話番号)	確定申告 の有無	市民税額		
	(申請者)								
	(受給者)	本人							
世帯外扶養義務者									
	〈住所〉								
〈住所〉									
〈備考欄〉									

※太線の枠内のみご記入ください。

市 記 入 欄			
世帯全体の合計所得税額		階層区分	
〈備考欄〉			

(裏面)

〈記入上の注意点〉

1. 「世帯構成員」とは、児童本人と生計を共にしている者をいい、この調書には本人を含めて全構成員を記入してください。
2. 確定申告をされた場合は、「確定申告の有無」欄に「有」と記入し、確定申告をされていない場合は、「無」と記入してください。
3. 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に児童本人に対して扶養を履行している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。
4. 申請後給付が終了するまでの間に記載事項に変更が生じた場合は、その旨を申請書を提出したこども保健福祉課へ届け出てください。

(四日市市ふるさと納税推進室に関する規則の一部改正)

第4条 四日市市ふるさと納税推進室に関する規則(令和5年四日市市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(所管) 第2条 室は、 <u>シティプロモーション部 観光交流課</u> の所管とする。	(所管) 第2条 室は、 <u>政策推進部広報マーケテ ィング課</u> の所管とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(総務部総務課)